

勝浦市広報紙への広告掲載に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、勝浦市有料広告掲載に関する要綱（平成18年勝浦市告示第86号。以下「要綱」という。）第2条第1号に掲げる市が発行する広報かつうら（以下「広報紙」という。）に広告を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置及び規格)

第2条 広告掲載の位置及び規格は、別表第1に定める位置及び規格による。

(広告掲載の時期)

第3条 広告を掲載する広報紙は毎月発行する広報紙とする。なお、特別号は除くものとする。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は要綱第7条の規定により募集する。

(掲載料金)

第5条 掲載料は、別表第2のとおりとする。

(掲載申込み及び決定)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、勝浦市広報広告掲載申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）

(2) 掲載しようとする広告案

2 申込の締切りは、広報紙発行日より30日前とする。

3 広告の申込みは、1掲載号につき1件限りとする。

4 申込者が、枠数を超えるときは、抽選により決定する。

5 広報編集上支障がある場合は、要綱第9条第2項の規定にかかわらず、掲載位置は先に申し込みがあったものを優先する。

(掲載決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、要綱第3条及び第4条の規定に基づき掲載の可否を決定し、申込者に勝浦市広報広告掲載許可・不許可決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(掲載料金の納入)

第8条 申込者は、前条の規定による掲載決定後、市の発行する納付書により指定する期日までに広告掲載料金を納入するものとする。

(広告の原稿及び版下の作成)

第9条 広告の原稿及び版下の作成経費は、申込者の負担とする。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、申込者が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき、若しくは版下原稿を提出しないとき、又は広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めたときは、掲載を取り消しの上、勝浦市広報広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により申込者に通知する。

(掲載料の還付)

第 1 1 条 掲載の決定後、申込者の責に帰さない理由により、掲載ができなくなったときは、既納の広告掲載料は還付する。

(掲載料の不還付等)

第 1 2 条 掲載後、申込者の責に帰すべき理由により、掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料は返還しない。

2 申込者は、掲載後、その責に帰すべき理由により、市に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとする。

(その他)

第 1 3 条 この基準に定めるもののほか必要とする事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 1 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 3 月 2 6 日告示第 2 4 号)

この基準は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

勝浦市広報紙への広告掲載に関する取扱基準（抜粋）

別表第1（第2条関係）

広告掲載の位置

掲載ページ	掲載場所	掲載可能規格
原則として お知らせペー ジ	下1段目の右半分	1号広告×1箇所
	下1段目	1号広告×2箇所又は2号広告×1箇所
	下1段目及び下2段目の右半分	1号広告×1箇所又は3号広告×1箇所

注：広報紙の編集上、支障があるときは掲載位置を変更することがあります。

広告の規格

区 分	大きさ（縦c m×横c m）
1号広告	4. 5× 8. 5
2号広告	4. 5×17. 0
3号広告	9. 0× 8. 5

お知らせページ
下2段目
下1段目

別表第2（第5条関係）

掲載料金（1回）

区 分	市 内	市 外
1号広告	10, 000円	15, 000円
2号広告	20, 000円	30, 000円
3号広告	20, 000円	30, 000円

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

勝浦市長 様

住 所
会社・団体名
代 表 者 名

印

勝浦市広報広告掲載申込書

勝浦市広報への広告掲載について、「勝浦市有料広告掲載に関する要綱」及び「勝浦市広報への
広告掲載に関する取扱基準」に基づく条件等を承諾の上、下記のとおり申込みます。

記

1 広告掲載位置	広報かつうら		
2 広告サイズ	1 号広告 ・ 2 号広告 ・ 3 号広告		
3 掲載希望号	号（ 月 日発行）		
4 広告料金の支払い	広告掲載が決定されたときは、勝浦市広報への有料広告掲載に関する基準 に従い広告掲載料を支払います。		
5 その他	・勝浦市税の滞納はありません。 ・勝浦市が私の勝浦市税の納付状況を調査することに同意します。		
〔連絡先〕	電 話		
	F A X		
	E - m a i l		
	担当者名		

【添付書類】

- 1 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- 2 掲載しようとする広告案

※この欄は記入しないでください。

審 査		備 考
審査日時	年 月 日	
結 果	☐ 掲載 ☐ 否掲載	

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

勝浦市長

勝浦市広報広告掲載許可・不許可決定通知書

勝浦市広報紙への広告掲載に関する取扱基準第 7 条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 掲載許可
- 2 掲載不許可
(掲載不許可理由)

1 広告掲載位置	広報かつうら
2 広告内容	
3 広告サイズ	1 号広告・2 号広告・3 号広告
4 掲載号	号 (月 日発行)
5 広告掲載料	
6 納入期限	年 月 日
摘 要	

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

様

勝浦市長

勝浦市広報広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した、勝浦市広報紙への広告掲載について、
次のとおり掲載の決定を取り消したので通知します。

記

取消理由